

人にやさしい街づくりの推進に関する条例の整備基準の運用について

1 『洋式便器・手すりの案内表示』について

条例施行規則では、洋式便器及び手すりを設けた便房には、当該便房の戸又はその付近に、洋式便器及び手すりが設けられている旨を表示した標識を掲示するよう規定している。

【洋式便器及び手すりの案内表示例】



(1) 関係条文

【人にやさしい街づくりの推進に関する条例 抜粋】

別表第一

第十号 高齢者、障害者等に配慮した案内表示を規則で定めるところにより行うこと。

【人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則 抜粋】

(案内表示)

第二十四条 条例別表第一第十号の規定による案内表示は、次に掲げるところによって行わなければならない。

一～五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、案内表示は、次に定めるところにより行うこと。

イ 第二十条の表(一)項(ろ)欄第三号に規定する便房を設ける場合には、当該便房の戸又はその付近に、洋式便器及び手すりが設けられている旨を表示した標識を掲示すること。

ロ～二 (略)

2 (略)

(便所)

第二十条 条例別表第一第六号の規則で定める便所は、次の表(い)欄に掲げるものとし、同号の規則で定める構造は、それぞれ同表(ろ)欄に定めるところとする。

	(い)	(ろ)
(一)	第三条第一号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる特定施設に設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 ((二)項及び(三)項に掲げるものを除く。)	一～二 (略) 三 次に定める構造の便房を一以上 (男子用及び女子用の 区別があるときは、それぞれ一以上) 設けること。 イ 便器は、洋式とすること。 ロ 手すりを設けること。 四 (略)
(二)	(略)	(略)
(三)	(略)	(略)

(2) 現在の運用

便所内の全ての便房に洋式便器及び手すりの設置がある場合、その案内表示の位置について、各行政庁によって運用が異なっている。

案内表示の位置	便所の出入口を認める	便所の出入口を認めない
理由	出入口に掲示すれば、各便房への掲示と同様の効果が得られると考えるため。	条例施行規則では、便房の戸又はその付近に掲示することになっており、出入口では基準を満たさないと考えるため。
行政庁	名古屋市、豊橋市、岡崎市及び一宮市	県、春日井市及び豊田市

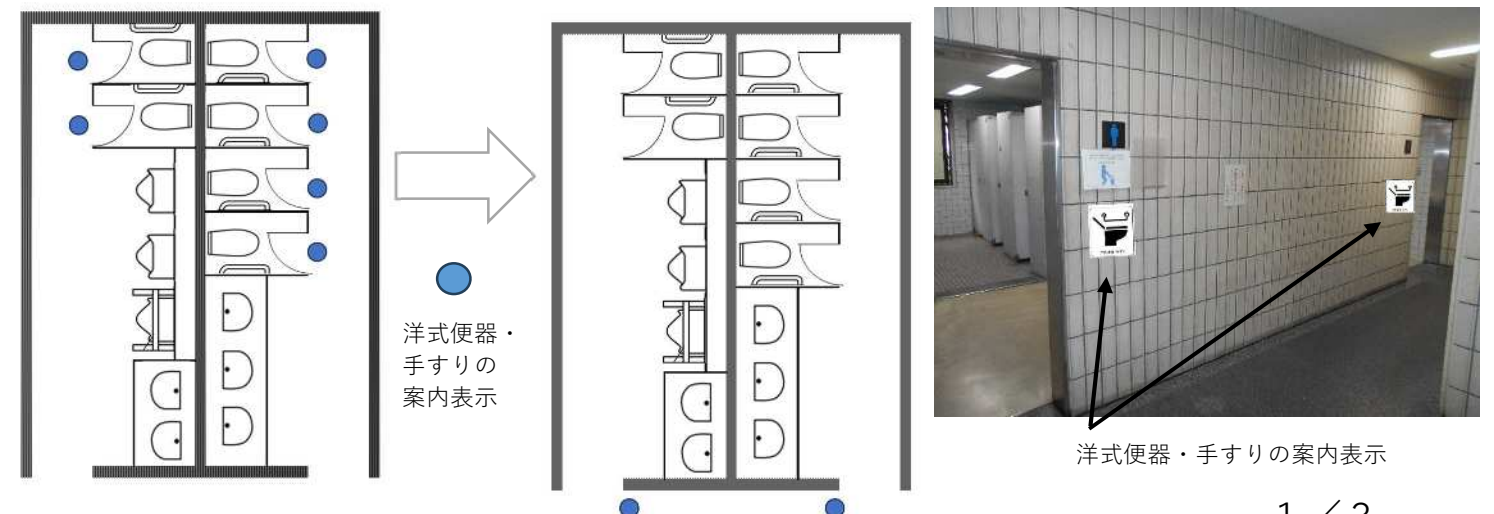
(3) 運用案

便所内の全ての便房に洋式便器及び手すりの設置がある場合、便所の出入口への案内表示を認める。

(理由)

- ・ 便所内の全ての便房に洋式便器及び手すりの設置がある場合、出入口に案内を掲示することにより、便所に入る前に利用者がいずれの便房にも手すり等の措置がされていることを認識できるため、円滑な利用に支障がないと考える。
- ・ 便所内に洋式便器・手すりの設置がない便房がある場合は、便所内で手すり等が設置された便房を特定する必要があり、出入口の案内表示だけでは利用者にとってわかりづらいため、各便房への案内表示の掲示を求める。

【案内表示の位置のイメージ】



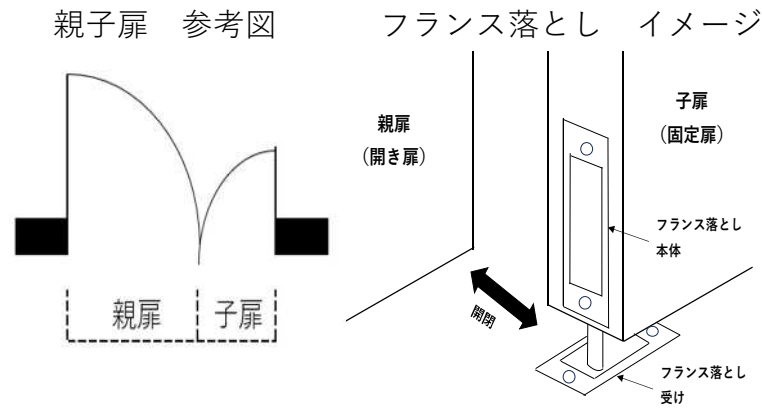
# 人にやさしい街づくりの推進に関する条例の整備基準の運用について

## 2 『親子扉の有効幅員』について

条例施行規則では、建築物の直接地上へ通ずる出入口のうち1以上のものは90cm以上、その他の出入口は80cm以上とすることを規定している。

### 【親子扉について】

- ・戸の幅が左右で異なる両開き扉
- ・一般的に親扉のみを開閉して利用
- ・子扉はフランス落とし等で固定されていることが多い



### (1) 関係条文

【人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則 抜粋】  
(出入口)

第十七条 条例別表第一第三号の規則で定める出入口は、次の表(い)欄に掲げるものとし、同号の規則で定める構造は、それぞれ同表(ろ)欄に定めるとおりする。

	(い)	(ろ)
(一)	利用円滑化経路を構成する出入口(第三条第二号に掲げる特定施設の住戸の出入口を除く。)及び同条第八号に掲げる特定施設の不特定かつ多数の者が利用する出入口	一 有効幅員は、 <b>建築物の直接地上へ通ずる出入口のうち1以上のものは九十センチメートル以上、その他の出入口は八十センチメートル以上</b> とすること。 二 段を設けないこと。 三 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
(二)	(略)	(略)

### (2) 現在の運用

親子扉の有効幅員の扱いについて、行政庁によって運用が異なっている。

有効幅員の扱い	親子扉のみ		親子扉 + 子扉	
	理由	行政庁	理由	行政庁
	子扉が固定され、親扉のみを開閉して利用する建築物が多いため。	名古屋市、岡崎市、一宮市及び春日井市	子扉の固定が解除されれば扉全体の有効幅員で通過できるため。	豊田市
			事業者が子扉の固定を速やかに解除できる場合に限る。	県、豊橋市

### (3) 運用案

- 親子扉について、原則として親扉のみで有効幅員を確保するよう整備を求める。
- ただし、下記のいずれかに該当する場合は親扉 + 子扉の有効幅員でも認めるものとする。
  - ・子扉が固定されておらず、容易に開閉して通過できる場合
  - ・事業者が子扉の固定を速やかに解除できる場合

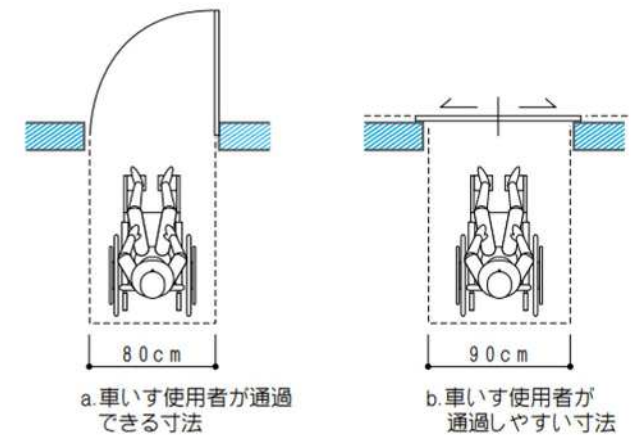
#### (理由)

- ・出入口の有効幅員は、車椅子使用者の利用に基づき、規定されている。

車椅子使用者が通過しやすい寸法	90cm
車椅子使用者が通過できる寸法	80cm

- ・親子扉は子扉が固定され、利用者は親扉のみを利用することが多い。
- ・このため、車椅子使用者等が円滑に通過するためには、親扉のみで有効幅員が確保できることが望ましい。
- ・一方で、親扉のみで有効幅員を確保できない場合でも、車椅子使用者が通過する際に事業者が速やかに子扉の固定を解除して対応しているところもある。
- ・こうしたことを勘案し、戸の付近に事業者が常駐するなど車椅子使用者の利用が確認でき、子扉の固定を速やかに解除できる場合は、親扉 + 子扉の有効幅員でも認めるものとする。

【参考：出入口の有効幅員の考え方】



3 『回り階段』について

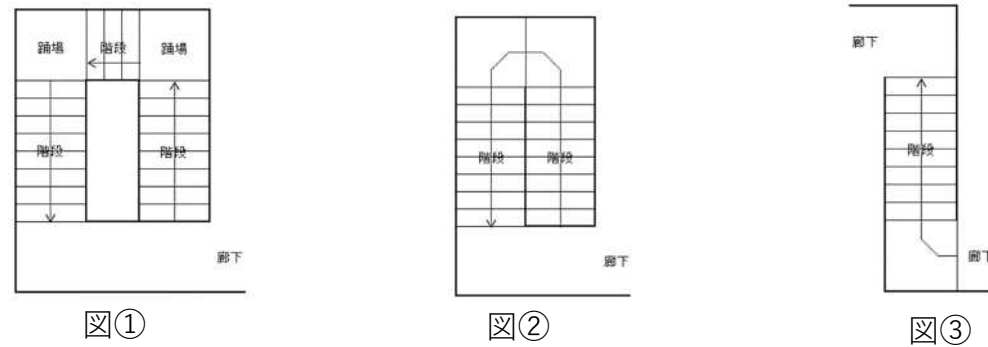
条例施行規則では、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は回り階段としないことを規定している。

【回り階段について】（愛知県ホームページ：人街条例届出等 Q&A より抜粋）

- ・円弧状（円の1/8、1/4）の段を設けたものは、回り階段である。
- ・図①は、回り階段ではない。図②及び図③は、回り階段である。

階段の起点・終点の平らな部分、階段の途中の踊場は、階段の利用上の安全を配慮して設けられる。これらは、階段の起点・終点の認識、階段の進行方向や状況が変わることを認識する場となる。図②のように階段の踊場部分に段があるものは、回り階段として扱う。

また、図③のように階段の起点・終点の部分として平らな部分から、さらに一段の段を設けて通路・廊下等に至る形式のものは、危険である。



(1) 関係条文

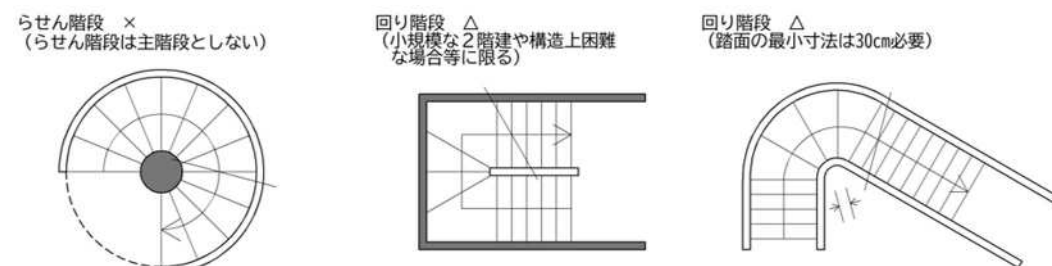
【人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則 抜粋】

(階段)

第十八条 条例別表第一第四号の規則で定める階段は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として 高齢者、障害者等が利用する階段とし、同号の規則で定める構造は、次のとおりとする。

- 一 回り階段としないこと。
- 二 手すりを設けること。
- 三 段鼻は、滑りにくくすること。
- 四 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 五 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- 六 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。

【参考：階段の形状（国土交通省「建築設計標準」より）】



(2) 想定事例

	回り階段	回り階段ではない
①		⑥
②		⑦
③		⑧
④		⑨
⑤		⑩